事　務　連　絡
令和８年１０月２７日

三重県内
医療機関・薬局・訪問看護事業所
歯科診療所・助産所
高齢者施設（入所施設のみ）
障がい者施設（入所施設のみ）
障がい児施設（入所施設のみ）

御中

三重県医療保健部感染症対策課長

国備蓄に係る個人防護具の配布の実施について（依頼）

平素は三重県の医療保健行政にご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、国では、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大に備え、個人防護具の備蓄を行っており、使用推奨期限が近づいた備蓄品について、希望する施設への配布を実施しています。

令和８年度においても、別添の令和８年１０月２０日付け厚生労働省医政局医薬産業振興企画課事務連絡「個人防護具の配布の実施について」のとおり、国が備蓄する個人防護具の配布が実施されることとなりました。

つきましては、配布を希望される場合は、令和８年１１月１２日（木）１５時００分までに下記の調査フォーム（ＵＲＬ又は二次元コード）から希望数量等を登録いただきますようお願いします。

記

１　配布対象物資（個人防護具）の内容

（１）配布対象物資（個人防護具）

以下の４品目について、希望に基づく配布が実施されます。

① 医療用（サージカル）マスク
② Ｎ９５マスク
③ アイソレーションガウン（不織布製又はプラスチック製）
④ フェイスシールド

（２）希望数量等について

・ 個人防護具の希望数量については、各配布対象施設において保管場所を確保の上、今後必要となる数量を登録してください。
・ 希望数量は、物資ごとに定める上限数量の範囲内を原則としますが、十分な保管場所を確保できる場合には、上限量を超える希望を登録することもできます。
・ 全国的に希望が多数となった場合は、「医療措置協定を締結している医療機関」が優先され、その他の施設については、国において抽選等により配布先を選定される予定です。このため、希望数量の減数調整や配布自体がされない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（３）その他

・ 各物資の銘柄（メーカー）、材質、サイズは指定できません。ただし、アイソレーションガウンについては、材質（不織布製又はプラスチック製）の選択のみ可能です。
・ 今回配布される物資は、令和９年度中に使用推奨期限を迎える国の備蓄品です。外装箱（段ボール箱）に損傷がある場合がありますが、内容物に影響がないものは良品として出荷されますので、あらかじめご了承ください。

２　配送方法及び配送時期について

・ 配送方法：国から医療機関等へ直接配送されます。
・ 配送開始時期：令和９年２月頃から順次配送される予定です。

※品目によって配送開始時期が異なり、配送開始から完了までに半年程度かかる場合があります。手元に届く時期が品目ごとに異なりますのでご留意ください。

３　報告方法及び報告期限

下記の調査フォーム（ＵＲＬ又は二次元コード）から希望数量等をご報告ください。先着順ではありませんので、品目及び数量を十分にご検討のうえ、ご報告ください。

〇報告期限

令和８年１１月１２日（木）　１５時００分まで

〇調査フォーム（ＵＲＬ）

https://logoform.jp/form/8vMX/1859266

【二次元コード】

４　留意事項

・ 報告期限後のキャンセル及び数量変更は一切受け付けられません。また、登録にあたっては、物資の保管場所を確認・確保をしてください。
・ 医療措置協定を締結している医療機関は、今回配布される物資を、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第３６条の３に基づく医療措置協定おいて設定した個人防護具の備蓄（任意事項）に充てることができます。ただし、製品の性能を維持するため、使用推奨期限に留意して適切に管理してください。
・ 配布された個人防護具は、当該施設において自ら使用してください。
・ 配布された個人防護具の転売が判明した場合は、当該施設については、緊急配布を含めて、今後原則として配布を行わない扱いとなります。
・ 配布の可否にかかわらず、配布対象施設の施設名、住所、当該施設への配布数量は厚生労働省のホームページで公開されます。